秋田県総合食品研究センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第二十一号

秋田県総合食品研究センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県総合食品研究センター条例施行規則（平成七年秋田県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表（第七条関係）	別表（第七条関係）
区　分 / 使用料の額（一基一時間につき）	区　分 / 使用料の額（一基一時間につき）
略 / 略	略 / 略
二軸押出機 / 四、七九〇円	分離用超遠心機 / 略
略 / 略	高速液体クロマトグラフ質量分析計 / 一、三四〇円
分離用超遠心機 / 略	略 / 略
略 / 略	

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。